

家庭と同様の環境における養育の推進

【公布日施行・児童福祉法】

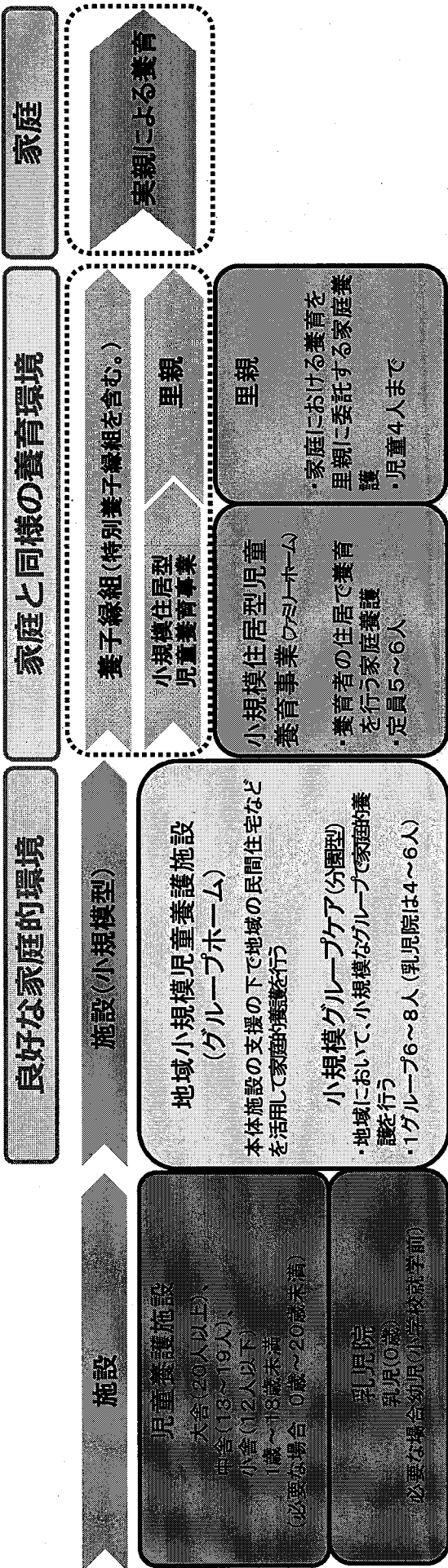
課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

○ 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まず、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



→ 本施設、グループホーム、里親等をそれぞれ概ね3分の1、児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

※改正法案を踏まえ、特別養子縁組の位置付け等について今後検討

里親等 = 里親+ファミリーホーム
委託率 = 養護+乳児+里親+ファミリーホーム

平成27年3月末 16.5% → 平成31年度目標 22%